

おいしいお米をつくりながら、
地域の豊かな自然環境を守りませんか？



三方五湖自然再生協議会 「環境に優しい農法」 認証制度のご案内

「環境に優しい農法」 認証制度とその目的は？

- 三方五湖のある美浜町と若狭町の自然環境を守るとともに、持続的な農業の発展を目指して、「環境に優しい農法」を認証し、地域の皆様への普及活動と「環境に優しい農法」で生産されたお米の消費拡大を目指した取組みを推進します。
- 「環境に優しい農法」の認証は、以下の2つの取組みを併せて行われている農地で作られた「お米」に与えられます。
 - ①農薬や化学肥料の利用を少なくする、もしくは使用しない
 - ②生き物や自然環境に配慮する取組みが行われている



生きものや自然環境に配慮する取組みとは？

色んな
取組みが
あります
2つ以上に
取組もう！

- ・代かき時に発生する濁り水を水田から流出させない。
- ・水田の生きもの調査を行って、どんな生きものがあるかを確認する。
- ・水田魚道を設置する。
- ・冬水田んぼを実施する。
- ・中干しを延期する。
- ・水田で、コイやフナを育てる。
- ・無農薬・無肥料の自然農法を行う。

例

認証のための手続きは？ スケジュールは？

手続きは
2つ

- 7月26日 (水) まで ①申請書の提出 (※窓口または事務局に提出)
- 8月4日 (金) まで ②三方五湖自然再生協議会「環境に優しい農法部会」で審査
- 8月10日 (木) まで ③決定通知 (※郵送にて通知いたします)
- 9月上旬予定 ④認証シールと米袋、のぼり、パンフレットの配布 **審査**
- (※窓口または事務局にて配布。シール以外はご希望によります)
- 翌1月31日 (水) まで ⑤報告書の提出 (※窓口または事務局に提出)

手続きのための窓口とお問い合わせ先

- 窓口
 - ・美浜町産業政策課 (TEL 0770-32-6706)
 - ・若狭町産業振興課 (TEL 0770-45-9102)
- お問い合わせ先
 - ・三方五湖自然再生協議会
 - 「環境に優しい農法部会」事務局
 - (TEL 0770-45-3580)
 - 福井県里山里海湖研究所)



認証シールと
米袋 (2.5、
10kgの3種類)

